

高松市下水道施設の無償譲受要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市（以下「市」という。）が下水道施設（下水を排除するために設けられる排水管、排水きよその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）又はこれらの施設を補完するためのポンプ施設であって、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第82条に規定する固定資産であるものに限る。以下同じ。）を同規則第86条の規定により無償で譲受することに関し必要な事項を定めるものとする。

(譲渡施設の条件)

第2条 市に無償で譲渡する下水道施設（以下「譲渡施設」という。）は、次に掲げる条件に適合していなければならない。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79条）第4条第1項に規定する公共下水道設置の事業計画を定めている区域（以下「事業計画区域」という。）内に設置されたものであること。ただし、譲渡施設が污水管きよの場合であって、供用がなされている公共下水道に汚水を排出する場合は、この限りでない。
- (2) 計画排水の量（各排出者から譲渡施設に排出される単位時間当たりの最大排水量をいう。）が公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないものであること。
- (3) 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するものであること。
- (4) 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の保全に資するものであること。
- (5) 次条に定める譲渡施設の構造基準に適合するものであること。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路（以下「道路」という。）に設置され、容易に維持管理を行うことができるものであること。ただし、市長が譲渡施設の維持管理を行う上で必要と認める用地及び附属構造物を合わせて譲渡する場合は、この限りでない。
- (7) 前号ただし書の場合において、管きよが設置された用地の幅員は、原則として3.0メートル以上とし、その両側の民地との境界に路側構造物を設置するとともに、表面はアスファルト舗装を行うこと。用地の出入口には、着脱式の進入防止柵を設けるとともに、隣接地と段差が生じる場合には必要に応じて転落防止等の安全対策を講じるものとする。
- (8) 第6号の道路に、所有者（国及び地方公共団体を除く。第5条第1号において同じ。）の権利がある場合は、次に掲げる事項について、所有者の承諾を得ているものであること。
 - ア 譲渡施設を損傷する行為及び維持管理に支障を来す行為並びに第三者が公共下水道を利用することを妨げる行為を一切行わないこと。
 - イ 譲渡施設を設置している土地の維持管理は、当該土地の所有者の責任において行うこと。
 - ウ 譲渡施設による土地の占用については、全て無償とすること。

エ 譲渡施設の譲受後に、市が行う当該譲渡施設の点検、修繕工事等の際し、当該土地の使用を認めること。

オ 当該土地の所有権を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲受人又は権利を取得する者に対し、アからエまでに掲げる事項についてその承諾を継承させること。

(9) 市に無償で譲渡する施設及び無償譲渡後に市が当該譲渡施設の点検、修繕工事等を行うことについて、譲渡施設の利害関係人（譲渡施設の取付管が整備された土地の所有者をいう。以下同じ。）から同意を得ているものであること。

(10) 譲渡施設が污水管きよ又は合流管きよの場合は、公共下水道に接続するものであること。

(11) 譲渡施設が雨水管きよの場合は、雨水を放流することについて、その放流先の管理者から承諾を得ているものであること。

(譲渡施設の構造基準)

第3条 譲渡施設の構造基準は、高松市開発指導技術基準に適合するほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 下水道本管の土被りは、1メートル以上であること。ただし、これを確保することが困難な場合で、市との協議により、管きよが外圧から保護されている、又は荷重条件に適した管材質であることが確認されたときは、この限りでない。

(2) 下水道本管の径は、原則として、污水管きよにあつては200ミリメートル以上、雨水管きよ及び合流管きよにあつては250ミリメートル以上であること。

(3) 下水道本管の勾配は、別表に掲げる値以上であること。

(4) 管きよの接合は、管頂接合又は水面接合とすること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、管底接合とすることができる。

(5) 前号の規定にかかわらず、地表勾配が急な場合における管きよの接合は、原則として段差接合とすること。この場合において、管の接合部で60センチメートル以上の段差が生じる箇所には、副管付マンホールを設置することとし、副管は、耐震性、施工性、止水性、改築時の対応性等を考慮し、原則として、マンホールの内側に設置すること。

(6) マンホールの構造は、公益社団法人日本下水道協会が発行する下水道施設計画・設計指針と解説（以下単に「指針」という。）に規定する1号マンホールを基本とし、副管を内側に設置する場合は、維持管理に支障を生じない構造・規格とすること。

(7) マンホールは、維持管理上必要な箇所、管きよの起点、会合点、方向、勾配又は管径が変化する箇所に設置し、底部にはインバートを設置すること。

(8) マンホールの最大間隔は、75メートルとすること。

(9) マンホール鉄蓋の構造は、高松市型下水道用鋳鉄製人孔蓋仕様書に準拠したもので、耐荷重14トン以上とすること。ただし、設置されている道路の幅員が5.5メートル以上の場合、耐荷重25トンとすること。

(10) 取付管の管種は硬質塩化ビニル管とし、管径は150ミリメートル以上とすること。

- 2 譲渡施設が高松市特定環境保全公共下水道事業計画区域内（ただし、牟礼町大町及び牟礼町原の区域を除く。）に設置されたものである場合における前項の規定の適用については、同項第2号中「200ミリメートル」とあるのは「150ミリメートル」と、同項第10号中「150ミリメートル」とあるのは「100ミリメートル」と読み換えるものとする。
- 3 ポンプ施設を譲受する場合における譲渡施設の構造基準は、前2項の規定によるほか、ポンプ施設の構造については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 上載荷重、土圧及び水圧に対して安全であり、水密性及び耐久性を有し、維持管理が容易であること。
 - (2) 機械機器、配管等は、耐食性の優れた材料であること。
 - (3) 電気設備は、水没しないもので、停電時に発電機からの給電が可能であること。
 - (4) ポンプは、原則として着脱式水中ポンプを使用し、閉塞がしにくく、腐食及び磨耗の少ないもので、容易に分解することができるものであること。
 - (5) ポンプの最小口径は、原則として65ミリメートルであること。
 - (6) ポンプの台数は、予備機器を含めて2台以上であること。
 - (7) 制御盤は、遠方での監視が可能な機能を有すること。
 - (8) ポンプをマンホール内に設置する場合における当該マンホールの大きさは、指針に規定する3号マンホールの大きさ以上であること。

（譲渡の時期及び対応）

第4条 譲渡施設の第5条の規定による申請は、原則として、施設の完成後遅滞なく行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、施設の完成後やむを得ない理由により期間を要した後において第5条の規定による申請を行おうとする者は、申請の前に、管きよの清掃及び管きよ内カメラ調査を実施し、損傷、漏水等の不具合がないことを市に示し、その確認を受けなければならない。
- 3 前項の調査で不具合が発見された場合は、その対応について市と協議を行い、修繕等必要な措置を講じた上で、申請するものとする。

（申請）

第5条 譲渡施設の所有者は、当該譲渡施設を市に無償で譲渡しようとするときは、正副2通の下水道施設の無償譲渡申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 土地を譲渡する場合は、土地所有者の所有権移転登記承諾書（様式第2号）
- (2) 譲渡施設を設置している土地の所有者の下水道施設の無償譲渡に係る承諾書（様式第3号）
- (3) 第1号及び第2号の土地の所有者の印鑑登録証明書
- (4) 第1号及び第2号の土地に隣接する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (5) 譲渡施設の利害関係人の同意書（様式第4号）
- (6) 譲渡施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅん工図書

(7) 譲渡施設が雨水管きよの場合は、雨水の放流先の管理者の放流に係る承諾書

(8) その他市長が必要と認める書類

(審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条に定める条件に適合していると認めるときは、下水道施設の無償譲受決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受ける前に、第5条に規定する申請を取り下げようとするときは、下水道施設の無償譲渡申請取下届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(担保責任)

第8条 譲渡施設の担保責任の期間は、第6条の規定による通知をした日から2年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10年とする。

(第三者に対する責任)

第9条 下水道施設の無償譲受に関して、市と第三者との間で紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって解決するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 改正前の様式1号から様式3号までに規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3年 2月 4日から施行する。

別表

管 径 (ミリメ ートル)	下水本管の最低勾配 (パーミル)	
	硬質塩化ビニル管、強化プラスチック複合管など (粗度係数が0.010であるもの)	陶管、ヒューム管、現場打ち鉄筋コンクリート管きよなど (粗度係数が0.013であるもの)
φ 200	3.0	5.0
φ 250	2.6	4.5
φ 300	2.3	4.0
φ 350	2.0	3.5
φ 400	1.8	3.0
φ 450	1.6	2.8
φ 500	1.4	2.6

備考) 管径φ200mmの部分については、汚水管きよの場合に限る。なお、この表に記載のないものについては、原則として秒速1.0メートル以上の満管流速となる勾配を、市と協議して確保するものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

下水道施設の無償譲渡申請書

次のとおり、下水道施設を無償譲渡したいので、高松市下水道施設の無償譲受要綱第 5 条の規定により申請します。

1 下水道施設の名称及び種類

2 下水道施設の所在地とその土地の譲渡の有無

所在地	譲渡の有無
高松市	
上記の地先	—

3 譲渡の理由

4 下水道施設の内容

5 下水道施設の時価見積額

6 添付書類

- (1) 土地を譲渡する場合は、土地所有者の所有権移転登記承諾書（様式第 2 号）
- (2) 譲渡施設を設置している土地の所有者の下水道施設の無償譲渡に係る承諾書（様式第 3 号）
- (3) 第 1 号及び第 2 号の土地の所有者の印鑑登録証明書
- (4) 第 1 号及び第 2 号の土地に隣接する土地の登記簿謄本及び公図の写し
- (5) 譲渡施設の利害関係人の同意書（様式第 4 号）
- (6) 譲渡施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図、構造図及びしゅん工図書
- (7) 譲渡施設が雨水管きよの場合は、雨水の放流先の管理者の放流に係る承諾書
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
承諾者 住 所
氏 名 印
電話番号

土地所有者の所有権移転登記承諾書

下記の土地を 年 月 日に高松市に無償譲渡しましたので、

※

所有権移転登記することを承諾します。

記

土 地 の 所 在	地 目	地 積 (㎡)

（※の年月日は空欄とする。）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
承諾者 住 所
氏 名 印
電話番号 (実印)

下水道施設の無償譲渡に係る承諾書

次の土地に設置している下水道施設について、高松市に無償で譲渡するに当たり、次の事項を承諾し遵守します。

土地

土 地 の 所 在	地 目	地 積 (㎡)

- 1 下水道施設を損傷する行為及び維持管理に支障を来す行為並びに第三者が公共下水道を利用することを妨げる行為を一切行わないこと。
- 2 下水道施設を設置している土地の維持管理は、土地所有者の責任において行うこと。
- 3 下水道施設による土地の占用については、全て無償とすること。
- 4 下水道施設の譲受後に、高松市が行う当該施設の点検、修繕工事等の際し、当該土地の使用を認めること。
- 5 当該土地の所有権を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲受人又は権利を取得する者に対し、この承諾内容を継承させること。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

譲渡施設の利害関係人の同意書

次の下水道施設を高松市に無償譲渡すること及び無償譲渡後に高松市が下水道施設の点検、修繕工事等を行うことについて、異議なく同意します。

1 下水道施設の所在地

2 下水道施設の内容

3 下水道施設の利害関係人

取付管が整備された 土地の所在	左の土地の所有者			
	氏名	住所	持分	印
		〒 TEL	/	

様式第5号（第6条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

下水道施設の無償譲受決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下水道施設の無償譲渡については、審査の結果、次のとおり無償譲受することを決定しましたので、高松市下水道施設の無償譲受要綱第6条の規定により通知します。

1 下水道施設の名称及び種類

2 下水道施設の所在地

3 下水道施設の内容

4 特記事項

(1) 譲渡施設の担保責任の期間は、この通知の日から2年とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合は、10年とする。

(2) 下水道施設の無償譲受に関して、高松市と第三者との間で紛争が生じた場合は、申請者が責任をもって解決すること。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

〒
申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

下水道施設の無償譲渡申請取下届

年 月 日付けで提出した下水道施設の無償譲渡申請書において、高松市 町 番地 の下水道施設を無償譲渡する予定でありましたが、都合により取り下げたいので、高松市下水道施設の無償譲受要綱第7条の規定により提出します。

なお、当該下水道施設は私設であることを改めて確認し、管理は所有者の責任で行います。